

【補助開始申立用】

同意行為目録

(民法13条1項各号所定の行為。)

※ 全ての項目を選択することはできません。

※ 保佐の場合には、自動的に以下に記載の範囲について同意権・取消権が付与されます。

- ☐ 1 元本の領収又は利用 (1号)
 - ☐ (1) 預貯金の払い戻し
 - ☐ (2) 債務弁済の受領
 - ☐ (3) 金銭の利息付貸付け
- ☐ 2 借財又は保証 (2号)
 - ☐ (1) 金銭消費貸借契約の締結(貸付については1又は3にも当たる。)
 - ☐ (2) 債務保証契約の締結
- ☐ 3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為 (3号)
 - ☐ (1) 本人の所有の土地又は建物の売却
 - ☐ (2) 本人の所有の土地又は建物についての抵当権の設定
 - ☐ (3) 贈与又は寄付行為
 - ☐ (4) 商品取引又は証券取引
 - ☐ (5) 通信販売(インターネット取引を含む)又は訪問販売による契約の締結
 - ☐ (6) クレジット契約の締結
 - ☐ (7) 金銭の無利息貸付け
- ☐ 4 訴訟行為 (4号)

(相手方の提起した訴え又は上訴に対して応訴するには同意を要しない。)
- ☐ 5 贈与、和解又は仲裁合意 (5号)
- ☐ 6 相続の承認若しくは放棄又は遺産分割 (6号)
- ☐ 7 贈与の申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込みの承認又は負担付遺贈の承認 (7号)
- ☐ 8 新築、改築、増築又は大修繕 (8号)
- ☐ 9 民法602条に定める期間を超える賃貸借 (9号)
- ☐ 10 前各号に掲げる行為を制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第17条第1項の審判を受けた被補助人をいう)の法定代理人としてすること (10号)

【平成32年4月1日施行】